

基本目標Ⅰ

誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市

政策の基本方向 1 あたたかい地域福祉社会をつくれます

- 施策 1 地域福祉の推進 42
- 施策 2 援護を必要とする人の生活安定と自立支援 44

政策の基本方向 2 次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくれます

- 施策 3 子どもを生みやすい環境の整備 46
- 施策 4 子育て環境の充実 48
- 施策 5 青少年の健全育成 50

政策の基本方向 3 高齢者がいきいきと暮らせる社会をつくれます

- 施策 6 高齢者の社会参加の推進 52
- 施策 7 高齢者を支える地域ケア体制の推進 54

政策の基本方向 4 障害者がいきいきと暮らせる社会をつくれます

- 施策 8 障害者の自立支援と社会参加 56
- 施策 9 障害児の支援 58

政策の基本方向 5 健康に暮らせる社会をつくれます

- 施策 10 健康づくりの推進 60
- 施策 11 医療体制の充実 62
- 施策 12 保健衛生体制の充実 64

政策の基本方向 6 安全で安心して暮らせる社会をつくれます

- 施策 13 市民生活の安全・安心の確保 66
- 施策 14 災害対策の推進 68
- 施策 15 消防力の強化 70



施策 1 地域福祉の推進

課題と展望

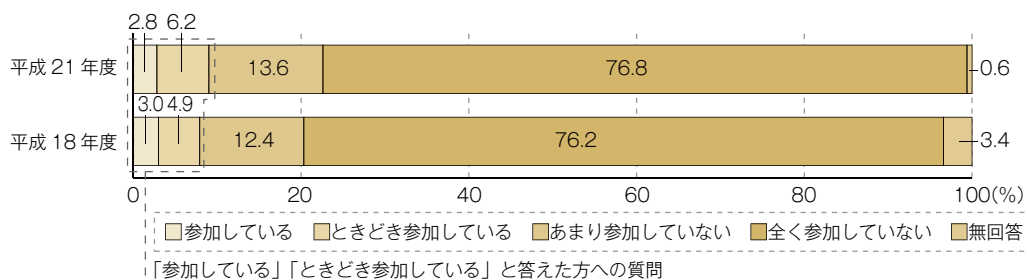
生活様式の多様化や核家族化、少子高齢化など社会環境の変化により、ひとり暮らし高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化が進んでおり、高齢者や障害者などが地域で孤立する課題などが生じています。

こうしたなか、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、福祉サービスなどを利用しながら、住民相互が支えあいの関係を築き、あたたかい地域社会をつくる地域福祉の取り組みが求められています。

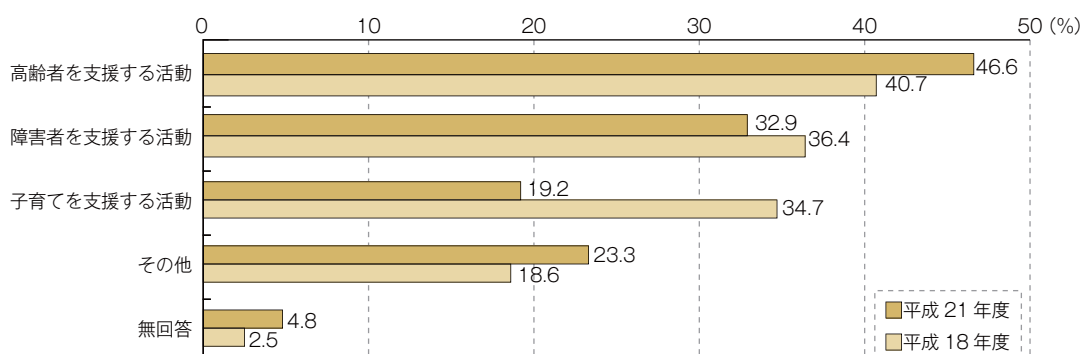
このため、福祉への理解と意識の向上に向けた取り組みを進めるとともに、市民の主体的な福祉活動への支援を図るなど、地域社会で支えあう福祉活動の促進に取り組む必要があります。

また、誰もが快適な日常生活を送ることができるよう、公共施設・公共交通のバリアフリー¹化を推進する必要があります。

●福祉分野におけるボランティア活動への参加状況



●福祉ボランティア活動への参加形態



【出典】平成 21 年度市政に関する世論調査

【出典】平成 21 年度市政に関する世論調査
《H18：1市2町》

1 【バリアフリー】
建築用語として、道路や建築物の入口の段差などを除去することを意味しているが、それ以外にも、社会的・制度的・心理的なバリア除去という意味でも用いられる。

2 【サロン】
ここでは市内の各地域で行われている「ふれあい・いきいきサロン」、「ふれあい・子育てサロン」を指す。
【ふれあい・いきいきサロン】高齢者を対象とした地域住民の支援で行われる小規模な仲間づくりの場。
【ふれあい・子育てサロン】子育て中の保護者等を対象とした地域住民主体の仲間づくりの場。

- 住民がともに地域で支えあっている。

取 り 組 み の 方 向

1 地域福祉活動の推進

福祉への理解と意識の向上を図るとともに、地域の課題解決に向けて、参加と連携により地域全体で支えあう福祉コミュニティづくりを進めます。

2 バリアフリーによる福祉のまちづくりの推進

誰もが公共施設・公共交通を快適に利用できるよう、道路・公園や駅などのバリアフリー化を進めることにより、福祉のまちづくりの推進に取り組みます。

主 な 事 業

■地域福祉活動推進事業

■民生委員・児童委員活動推進事業



東林いきいき塾の様子



光が丘にぎわい処の様子

成 果 指 標

指標と説明	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標1】地域で、住民が互いに支えあっていると感じる市民の割合 ⇒住民が福祉活動で互いに支えあっているかを見る指標	%	29.2	38.3	45.8
目標設定の考え方	地域の人たちの支えあい活動の場の一つであるサロン ² の設置増加数の割合を参考に、目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」			



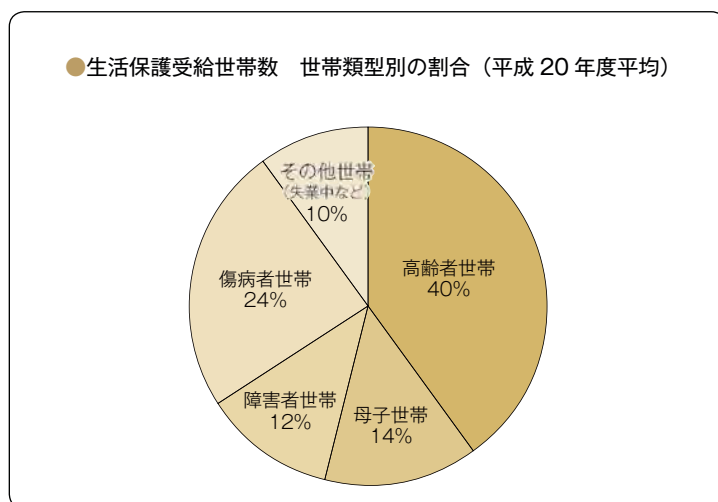
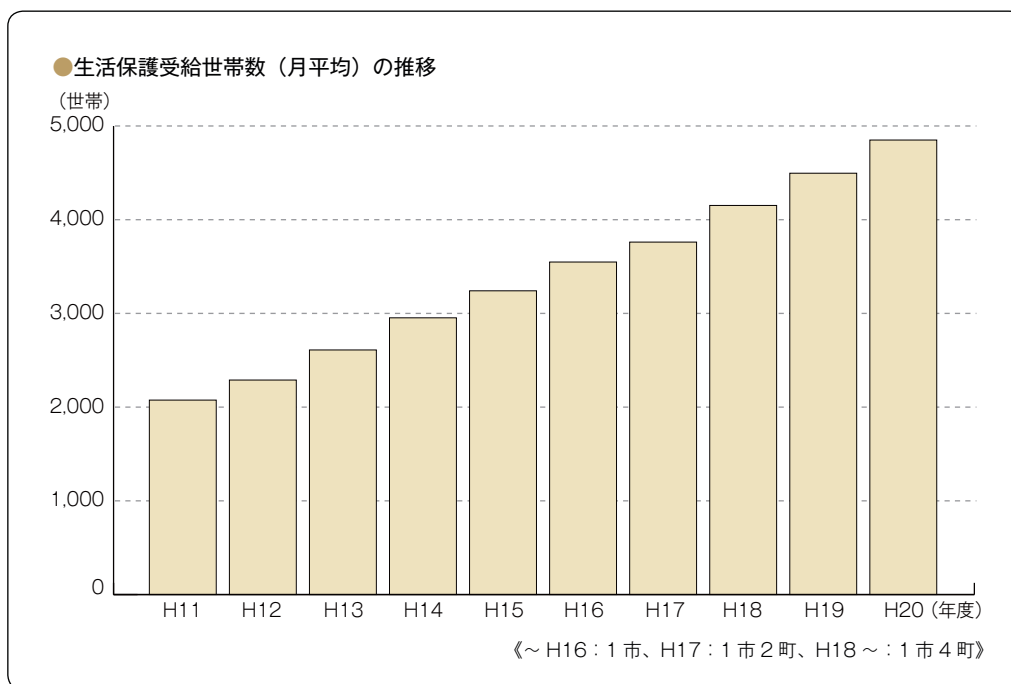
施策 2 援護を必要とする人の生活安定と自立支援

課題と展望

高齢化や経済・雇用環境など社会経済情勢の変化により、生活保護の相談や受給世帯は増加傾向にあります。

また、援護を必要とする世帯の抱える問題は、複雑・多様化しており、世帯の実情に応じたきめ細かな対応を図る必要があります。

このため、生活相談、支援体制の充実により、要援護者の社会的・経済的な自立に向けた支援に取り組む必要があります。



- 援護を必要としていた人が、自立して生活できるようになっている。

取 り 組 み の 方 向

1 生活の安定と自立に向けた支援

援護を必要とする人の生活の安定のため、生活相談や緊急援護資金の貸付けなど支援策の充実を図るほか、関係機関との連携により社会的・経済的な自立を促進します。また、ひとり親家庭などの生活の安定を図るため、自立に向けた支援を進めます。

2 生活保護受給世帯の支援

生活保護を必要とする世帯に対して、法に基づく適正な保護を実施するとともに、相談・支援体制の強化を図るなど、制度の充実に向け、必要な取り組みを進めます。

主 な 事 業

- 自立支援相談・援護事業
- 生活保護受給者の自立支援事業



生活保護のしおり

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標2】生活保護を受けている人のうち、自立支援プログラムに参加した人の割合 ⇒生活保護受給者が自立に向けて取り組んでいる状況を見る指標		%	7.5	9.0	12.0
目標設定の 考え方	本市の現状が県内平均値より低いことから、県内平均値を中間目標に、基準年次における県内先進都市の値を最終目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				



施策 3 子どもを生まやすい環境の整備

課題と展望

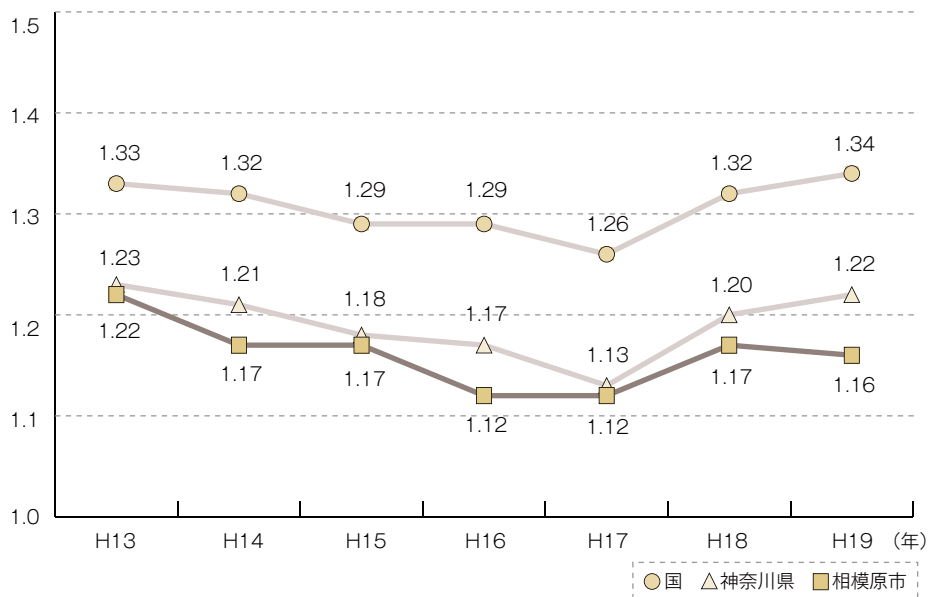
産科診療を行う医療機関の減少や医師不足、核家族化や地域コミュニティの希薄化などに伴い、妊娠・出産を取り巻く状況が大きく変化しているなかで、親の育児不安の増大、児童虐待の深刻化などの問題が生じています。

また、不妊治療に対する要望の高まりから、身体的・精神的な負担や経済的な負担などの軽減が求められています。

このため、安心して妊娠・出産できる環境の整備や不妊への支援策の充実など、子どもを生まやすい環境を整えていく必要があります。

さらに、母子保健は健康で豊かな人生を送る出発点であり、親と子の健康を支援する環境づくりも重要となっています。

● 合計特殊出生率の推移（国・神奈川県・相模原市）



【出典】 国：人口動態統計の概況（厚生労働省） 県・市：神奈川県衛生統計年報（神奈川県）
 《～H17：1市、H18：1市2町、H19～：1市4町》

- 子どもをほしいと思う人が増えている。
- 市民が安心して妊娠・出産に臨んでいる。

取 り 組 み の 方 向

1 安心して妊娠・出産できる環境の整備

妊娠・出産に対する不安を解消し、安心して子どもを産み育てることができるよう、家庭や職場などにおける環境づくりを進めるとともに、医療と保健の連携を一層推進し、体制の整備に取り組みます。また、不妊治療への支援策の充実を図ります。

2 母子保健の充実

親と子が心身ともに健康に過ごすことができるよう、乳幼児期の健康、発育・発達、親の育児などを支援する環境を整え、母子保健の充実を図ります。

主 な 事 業

- 妊婦健康診査事業
- こんにちは赤ちゃん訪問事業



笑顔で子育て応援

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標3】合計特殊出生率 ⇒1人の女性が一生に生む子どもの数を示す指標		—	1.16 (平成19年)	1.16 (平成25年)	1.16 (平成30年)
目標設定の考え方	出産・育児に関する福祉制度の充実だけではなく、税制の優遇、就労・景気対策等の経済的支援など様々な要因や国の施策によるところが大きいものですが、全国的な少子高齢化が進むなか、基準値を維持することを目標として設定しました。 [出典]「人口動態統計」				
【指標4】子どもを生みやすい環境であると感じている市民の割合 ⇒子どもを生みやすい環境が本市に整っているかを見る指標		%	55.7	57.9	60.2
目標設定の考え方	市「母子保健計画」における、妊娠・出産に満足している母親の割合の平成15年度から平成20年度の伸び率を目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				

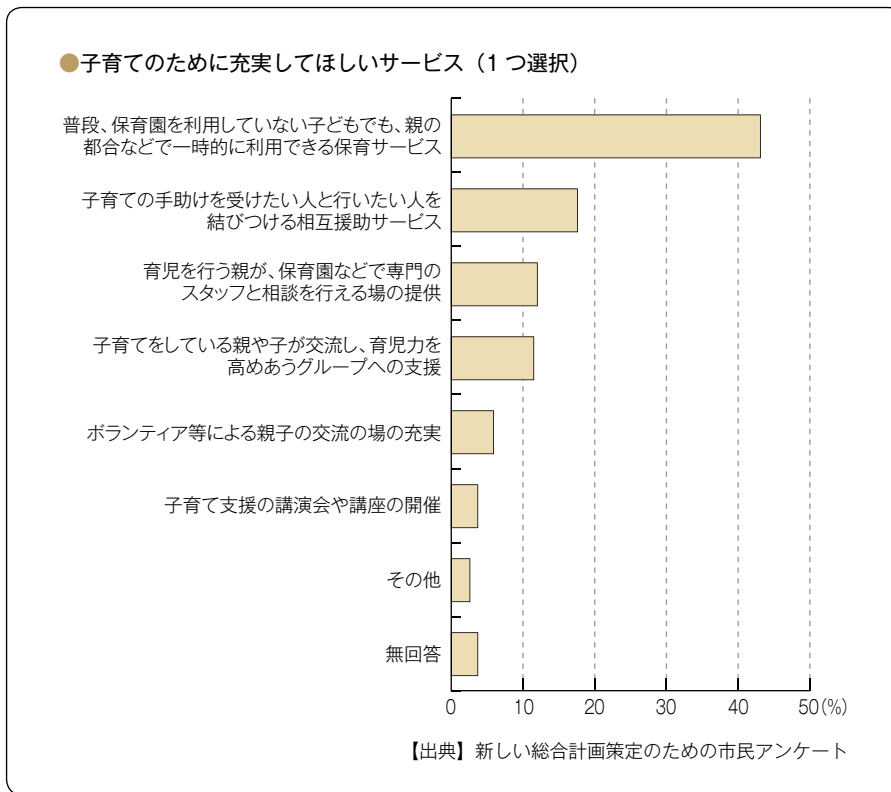


施策 4 子育て環境の充実

課題と展望

核家族化の進行や共働き世帯の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうしたなか、住み慣れた地域で安心して子どもを育てることができるよう、地域社会全体で子育てや子どもの育ちを支えることができる環境づくりが求められています。

このため、子育てにかかる不安や負担感の軽減など、子育て家庭への支援を充実するとともに、家庭や地域における子育て・子育てを支える環境づくりに向けて、子育てに伴う経済的負担の軽減、保育所や児童クラブ³の受入児童数の拡大、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実や地域ネットワークの充実などを図ります。



3 【児童クラブ】
保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生（障害等により特別に支援が必要な児童は6年生）までの児童を対象として、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、健全育成を図ることを目的とする施設。

4 【こどもセンター】
児童に健全な遊びを与え、健康を増進するとともに、情操を豊かにし、もって青少年の健全育成を図ることを目的とする施設で、児童館としての機能、地域の健全育成を高める機能、児童クラブの機能を併せ持つ。市内に24館あり、遊戯室、集会室、幼児室、図書室、児童クラブ室などがある。

5 【放課後子ども教室】
小学校の余裕教室等を活用した放課後の児童の安全・安心な居場所としての活動拠点を設け、地域の参画を得て、スポーツ、文化活動、地域住民との交流等の取り組みを実施する。

- 安心して子育てができています。
- 子どもを必要なときに預けることができています。

取 り 組 み の 方 向

1 子育て家庭への支援

保育所や児童クラブの待機児童の解消に向けた環境の整備や、保育所の延長保育、一時保育、病児・病後児保育などの拡充を図るとともに、子どもたちの安全な活動場所の確保と健全な育成を図ります。

また、乳幼児医療費の助成や子ども手当の支給などにより、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

2 地域で子育てを支える取り組みの推進

地域で子育てを支援する人材の育成や地域の子どもを支援するネットワークの充実を図るとともに、保育所や幼稚園、こどもセンター⁴などの機能を生かした子育て・子育て家庭への支援に取り組みます。

また、子どもが、放課後に安全に過ごすことができる居場所づくりに向けた取り組みを推進します。

3 子どもを守る取り組みの推進

子どもの人権に関する教育・啓発活動を推進するとともに、地域や関係機関が連携し、育児不安を抱える家庭を支援するネットワーク体制の充実を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

主 な 事 業

- ふれあい親子サロン事業
- 放課後子どもプラン（放課後子ども教室⁵・児童クラブ）推進事業
- 保育所待機児童対策推進事業

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標5】子どもを育てやすい環境であると感じている市民の割合 ⇒子どもを育てていく上での環境が本市に整っているかどうかを見る指標		%	47.3	56.0	68.4
目標設定の考え方	「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（厚生労働省）における、第1子出産前後の女性の継続就業率の数値目標の伸び率を参考に、目標を設定しました。 [出典]「市民アンケート」				
【指標6】子どもを必要なときに預けられる場（人・場所）がある親の割合 ⇒子どもを預けられる人や場所が、確保されているかを見る指標		%	68.7	71.9	75.1
目標設定の考え方	市民アンケート調査で「預ける場がない」と回答したうちの約2割の人が、「預ける場がある」へ移行することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				



施策 5 青少年の健全育成

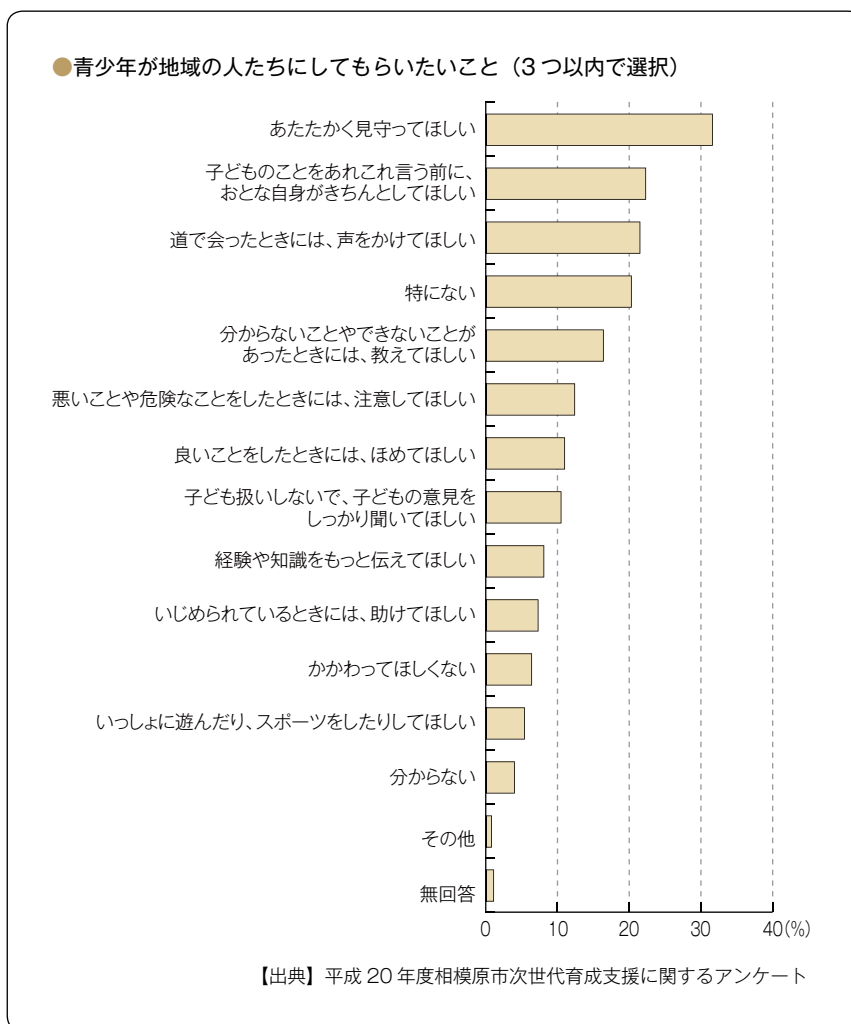
課題と展望

高度な情報化社会のなかで、携帯電話やインターネットにより、様々な情報が氾濫^{はんらん}し、青少年の生活様式、意識などに影響を与えています。こうしたなか、青少年を取り巻く状況は複雑・多様化しており、青少年が加害者や被害者となる事件の発生、薬物の乱用、深夜徘徊^{はいかい}やひきこもりの問題などが、大きな課題となっているため、地域社会で青少年の健全な成長を支援していくことが求められています。

このため、青少年指導者等の人材育成を図り、青少年活動の促進や地域社会における青少年を取り巻く健全な環境づくりの推進に取り組む必要があります。

政策の基本方向2

次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくりまします



● 青少年が健全に過ごしている。

取 り 組 み の 方 向

1 青少年の健全育成に向けた活動の促進

青少年の交流・体験の機会や場の充実を図るなど青少年活動を促進します。

また、青少年指導者などの人材育成を推進するとともに、青少年関係団体の活動の活性化を促進します。

2 青少年を取り巻く健全な環境づくりの推進

地域や青少年健全育成組織など関係団体と連携を図り、青少年を取り巻く健全な社会環境づくりに向けた啓発・情報提供を進めます。

3 相談体制の充実

ひきこもりなどの悩みや課題を持つ青少年やその家族が、気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

主 な 事 業

■ 青少年活動支援事業

■ 青少年健全育成環境づくり事業



「家庭の日」写真コンテスト（平成21年）ふれあい大賞
相武台小学校6年（当時）望月 優さん



青少年健全育成啓発入選作品（平成21年）絵画の部 最優秀
相原小学校4年（当時）小川 竜さん

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標7】 不良行為少年補導人数 ⇒青少年が健全に生活できているかを見る指標		人	20,070 (平成20年)	16,056 (平成26年)	14,049 (平成31年)
目標設定の 考え方	通過点である中間目標では20%削減、最終目標では30%削減することを目標として設定しました。 [出典]「警察調」				

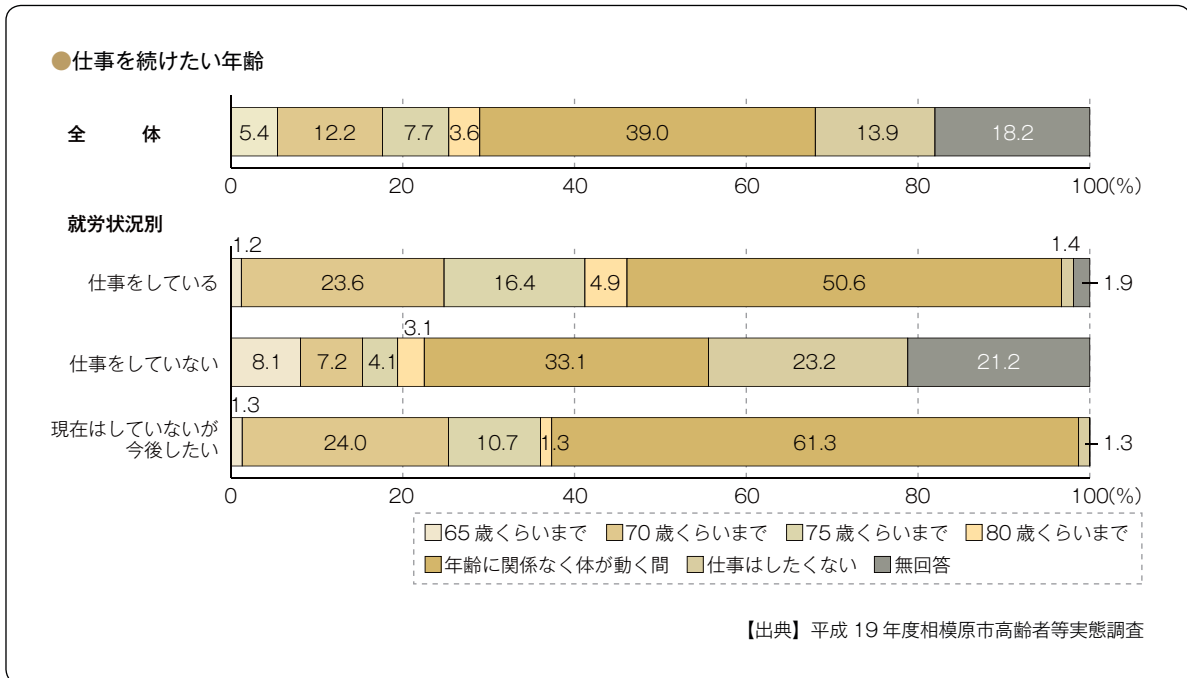


施策 6 高齢者の社会参加の推進

課題と展望

高齢社会の到来とともに、高齢者が生きがいを持って生活できるよう、長年培ってきた知識・経験を生かした就業の場や社会貢献活動の場の充実が求められています。

このため、高齢者の就労機会の充実を図るとともに、交流の場の確保、学習機会の充実などの取り組みに加え、高齢者の社会活動が活発化するための支援や仕組みづくりが必要です。



- 高齢者が生きがいを持って社会とかかわっている。

取 り 組 み の 方 向

1 高齢者の就労機会の充実

ハローワークとの連携による就労相談体制の充実を図るとともに、シルバー人材センターによる就労支援や各種情報提供を図ります。

2 高齢者の地域活動の推進

地域における高齢者のボランティア活動の支援や、高齢者が長年培ってきた技能・知識・経験を生かすことができる環境づくりを進めます。

また、高齢者と子どもなどの幅広い世代間交流や伝統文化伝承活動を推進します。

主 な 事 業

■ 高齢者大学運営事業

■ シルバー人材センター支援事業

■ 高齢者の地域活動支援事業



シルバー人材センターの活動

成 果 指 標

指標と説明	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標8】活動の場がある高齢者の割合 ⇒高齢者が仕事や地域などでの活動を通じて社会とかかわっているかを見る指標	%	43.2 (平成19年度)	47.8	52.4
目標設定の考え方	65歳以上の高齢者人口推移に、過去の就労者人口の推移や今後の施策展開による活動人口の伸びを見込み、目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」			



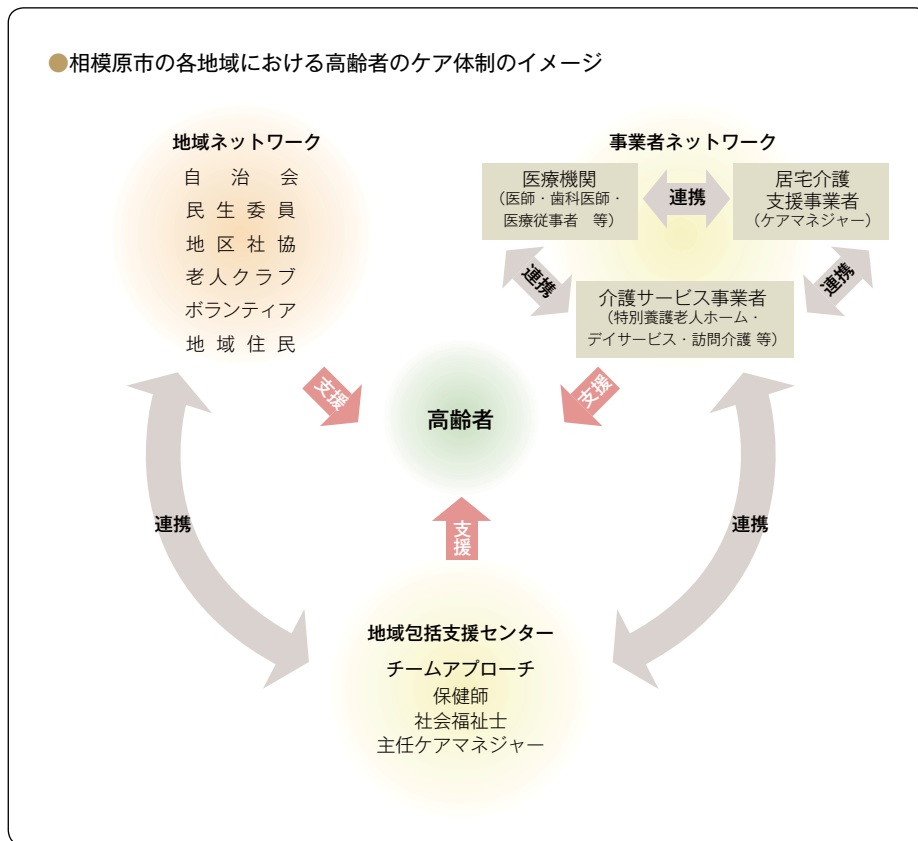
施策 7 高齢者を支える地域ケア体制の推進

課題と展望

安心して暮らすことができる地域づくりに向けて、誰もが住み慣れた地域で、生涯にわたり健康を維持し、いきいきと暮らすことができるとともに、介護や支援が必要となったときに、一人ひとりにあったサービスを的確に受けられる体制が整っていることが求められています。

このため、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、介護予防・疾病予防の推進を図るとともに、介護が必要となった場合には、心身の状況や生活環境に応じたサービスを受けられるよう、介護サービス提供基盤の充実に取り組みます。

また、地域包括支援センター⁶を中心とした地域全体で高齢者を見守り、支えるネットワークの充実に図るとともに、介護保険制度等の円滑な運営が必要です。



6 【地域包括支援センター】
介護保険法に基づいて設置する施設で、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職を配置し、高齢者の保健・福祉等に関する総合相談・支援や介護予防ケアプランの作成業務のほか、地域全体で高齢者を見守り、支援する地域ケア体制の構築などを行う。

7 【特別養護老人ホーム】
常に介護が必要で在宅での生活が困難な高齢者等を養護するための施設。入所者の意思を尊重しながらサービスを提供する老人福祉法に基づく老人福祉施設の一つ。

- 高齢者ができる限り介護を必要とせず、地域で見守られ、支えられて暮らしている。
- 介護や支援を必要とする高齢者が、必要なときに必要なサービスを受けることができている。

取 り 組 み の 方 向

1 介護予防の推進

高齢者の心身の状態や生活環境等に応じた総合的な介護予防を推進するため、専門的・科学的な介護予防プログラムや身近な地域での介護予防の体験・実践機会の普及を図ります。

2 地域ケアサービス・介護サービスの推進

地域包括支援センターを中心とした地域全体で高齢者を見守り、支えるネットワークを充実し、ひとり暮らし高齢者などや介護家族への支援の強化を図ります。

また、高齢者虐待防止対策や高齢者認知症対策の取り組みを進めます。

さらに、身近な地域でサービスを受けることができる介護サービス提供体制の充実や在宅で生活が困難な高齢者等のための施設の整備促進を図ります。

3 介護保険制度・国民年金制度の充実

高齢者が住み慣れた地域で安定した生活が継続できるよう、介護保険制度及び国民年金制度の普及啓発を図るなど、制度の充実に向けた取り組みを進めます。

主 な 事 業

- 高齢者を支えるネットワークづくり事業
- 介護予防事業
- 介護人材の確保・育成事業
- 特別養護老人ホーム⁷等の整備促進

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標9】健康と感じている高齢者の割合 ⇒高齢者が健康に過ごしていると感じているかを見る指標		%	78.9	79.7	80.3
目標設定の 考え方	介護予防・疾病予防の取り組みにより、「健康と感じている人」の割合が増加することを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標10】高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じている人の割合 ⇒高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じているかを見る指標		%	35.2	38.0	40.0
目標設定の 考え方	市「高齢者等実態調査」において、健康や福祉の相談先を「地域の関係機関や人々」とした人の割合が、平成16年度から平成19年度でマイナス3.6%となったことから、毎年1.2%ずつ増加させることを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				
【指標11】介護サービス利用者の満足度 ⇒介護サービスを受けている人の介護サービス全般の満足度を見る指標		%	68.8	72.5	75.0
目標設定の 考え方	各介護サービス利用者の平均満足度を平成31年度までに75%（4人に3人が満足している状態）とすることを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				



施策 8 障害者の自立支援と社会参加

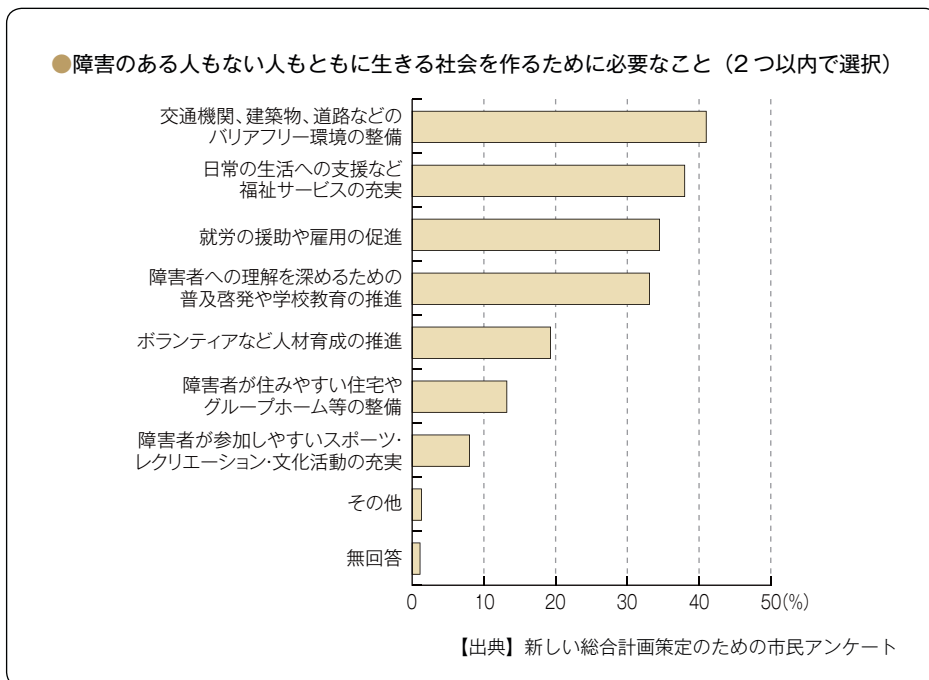
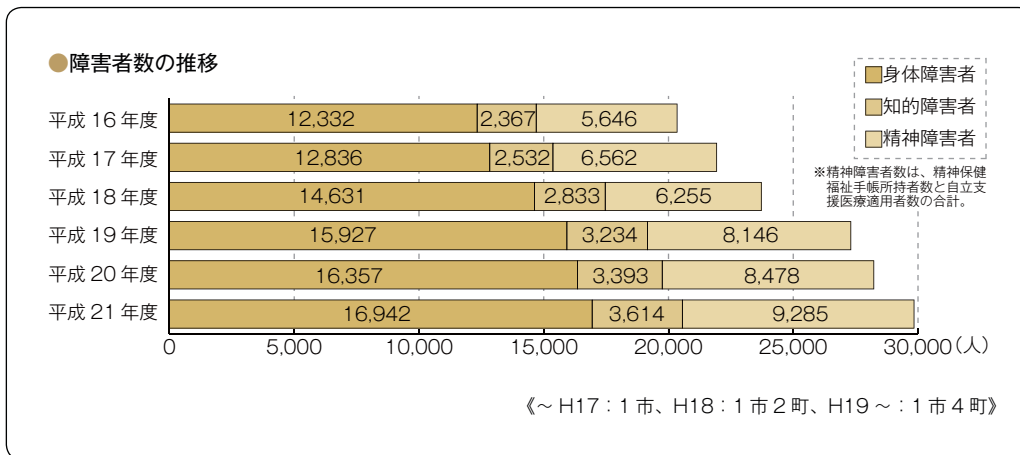
政策の基本方向 4

障害者がいきいきと暮らせる社会をつくります

課題と展望

障害のある人を取り巻く環境は、本人とその家族の高齢化、国の制度改正への対応を踏まえた福祉サービスの提供のあり方など、変化しています。こうしたなか、障害のある人もない人も互いに支えあい、地域でいきいきと安心して暮らすことができる社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある人の自立と社会参加を促進していくことが求められています。

このため、障害のある人が自立した日常生活や社会的生活を営むことができるよう、的確な情報提供、就労に向けた職業相談などの相談支援体制の整備や社会参加への取り組みを進めるとともに、ニーズに対応した障害福祉サービスの供給体制の充実を図ることが必要です。



● 障害者が地域でいきいきと安心して暮らしている。

取 り 組 み の 方 向

1 障害者の相談体制の充実

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、誰でも気軽に相談できる環境や、きめ細かな情報提供など、相談支援体制の充実を図ります。

2 障害者の就労支援と社会参加の促進

障害者が生きがいを持って生活できるよう、企業への雇用促進に向けた取り組みや、一人ひとりに適した就労に向けて職業訓練体制・職業相談体制の充実を図るとともに、障害者の地域でのスポーツ・レクリエーション活動や文化活動への参加に向けた取り組みを進めます。

3 障害福祉サービスの推進

障害者の自立と日常生活の安定を支援する障害福祉サービスが受けられる体制づくりを進めるため、計画的な施設整備の促進や運営の安定化に向けた支援を進めます。

また、精神保健福祉体制の整備・充実を図ります。

主 な 事 業

■ 障害児者への介護給付 ■ 障害福祉相談事業 ■ 発達障害者支援事業

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 12】 一般就労をした障害者の数 ⇒福祉施設等から一般就労をした人の数を見る指標		人	44	98	109
目標設定の 考え方	平成 18 年度から平成 20 年度の就労実績と、今後の日中活動系事業所の利用者数の伸び率を参考に、目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 13】 日中活動系事業所の利用者数 ⇒入所施設や病院等以外の障害福祉サービス事業所を利用している人の数を見る指標		人	1,351	3,049	3,302
目標設定の 考え方	障害者自立支援法の施行に伴う障害福祉サービス事業所の新事業体系移行を見据え、平成 20 年度から平成 23 年度の利用者数を算出し、その毎年度の伸び率を目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 14】 相談支援を受けている件数 ⇒相談支援に関する実績件数を見る指標		件	11,600	14,100	16,300
目標設定の 考え方	平成 18 年度から平成 20 年度の各種の相談実績と、今後の相談支援体制の充実を見込み、各種相談実績がそれぞれ毎年約 3% ずつ増加することを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 15】 障害福祉サービスなどに満足している市民の割合 ⇒障害福祉サービスなどを利用している人のサービス全般の満足度を見る指標		%	54.9	60.8	66.7
目標設定の 考え方	各障害福祉サービスなどの利用の満足度を平成 31 年度までに 66.7%（3 件に 2 件のサービスを満足と感じている状態）とすることを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				



施策 9 障害児の支援

課題と展望

障害のある子ども一人ひとりの状態に応じ、自立できる力を培うことができるよう、早期段階から、適切で一貫した療育を行うための環境づくりが大切です。また、家族の負担軽減、不安解消を一層進めることが求められています。

このため、療育施設の機能強化とともに、福祉・医療などの連携による、発達障害のある子どもや重度の障害児の発達に沿った療育の推進や相談体制の充実など、障害のある子どもや、その家族ができるだけ身近な地域で個々のニーズに即した支援を受けられる体制を整備する必要があります。



リハビリテーションの様子（理学療法）



リハビリテーションの様子（言語療法）



リハビリテーションの様子（作業療法）

- 障害児とその家族が、地域で安定した生活ができています。

取 り 組 み の 方 向

1 障害児の療育体制などの充実

障害児に対するサービス支援体制・相談支援機能の強化を図るとともに、障害の早期発見からリハビリテーションなどによる一貫した療育の充実や、保育所や幼稚園において、子どもどうしの交流を通じて生活能力の向上や理解の促進を図る統合保育の充実、小・中学校における特別支援教育や放課後支援策との連携を図ります。

2 障害児やその家族を支援する人材の育成

障害児やその家族が身近な地域で安定した生活を送ることができるよう、サポートする人材の養成や、その人材の技術向上の支援を進めます。

主 な 事 業

- 障害児の療育・支援施設運営事業
- 障害児の放課後対策事業

成 果 指 標

指標と説明	単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 16】療育相談やリハビリテーションを行っている障害児の数（利用者数） ⇒身近な地域で療育相談やリハビリテーションを行っている障害児がどれくらいいるかを見る指標	人	3,609	4,514	5,439
目標設定の考え方	平成 19 年度と平成 20 年度との利用者数の比較から、平均伸び率を 3.8%と見込み、目標値を設定しました。 [出典]「市独自調査」			



施策 10 健康づくりの推進

政策の基本方向5

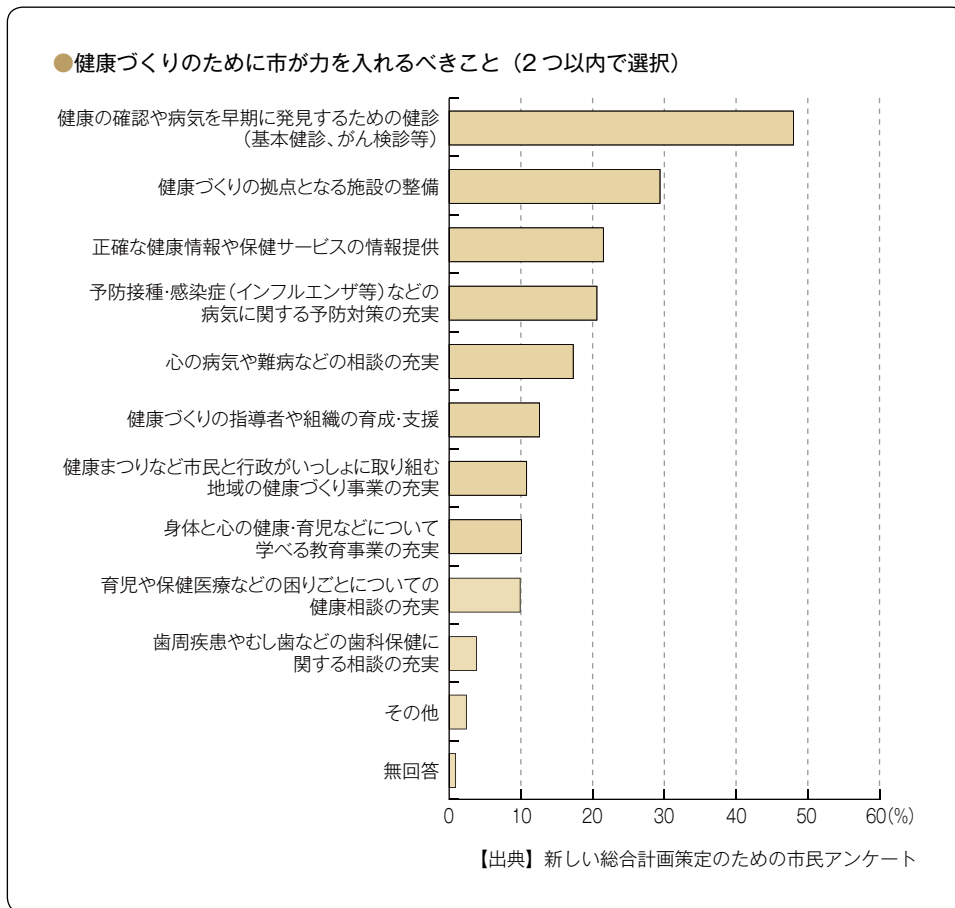
健康に暮らせる社会をつくります

課題と展望

心と身体の健康は、生活や社会を支える基礎であり、健康づくりについての市民の関心は非常に高まっています。こうしたなか、生活習慣病の発症や重症化を未然に防ぐため、運動習慣の定着、「食」を大切にす

る心や健康的な食習慣の形成など、継続的な健康づくりに向けた取り組みが求められています。また、心の健康づくりに関する知識の普及や、一人ひとりに応じた相談体制の整備など、心の健康についての支援が求められています。

このため、多方面からとらえた健康づくり施策の展開を行う必要があります。



8 【食育】

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

- 市民が日ごろから心身ともに健康で生活している。

取 り 組 み の 方 向

1 健康づくりと生活習慣病予防対策の充実

生活習慣病の発症と重症化の予防に向け、一人ひとりが自主的に行うことができる健康づくりや、家庭・学校・企業などと連携した効果的な健康づくりの取り組みを進めます。

2 心の健康づくりの推進

うつ病などの心の病に対する対策や、自殺の防止などを図るため、専門相談等の体制づくりなど、心の健康づくりに関する様々な支援を行います。

3 食育⁸の推進

一人ひとりが食育の意義や必要性を理解するとともに、家庭や学校、幼稚園や保育所、地域などが一体となって食育を推進する体制づくりを進めます。

主 な 事 業

- 健康増進事業
- 精神保健相談事業



健康教室の様子（保健師による講義）

成 果 指 標

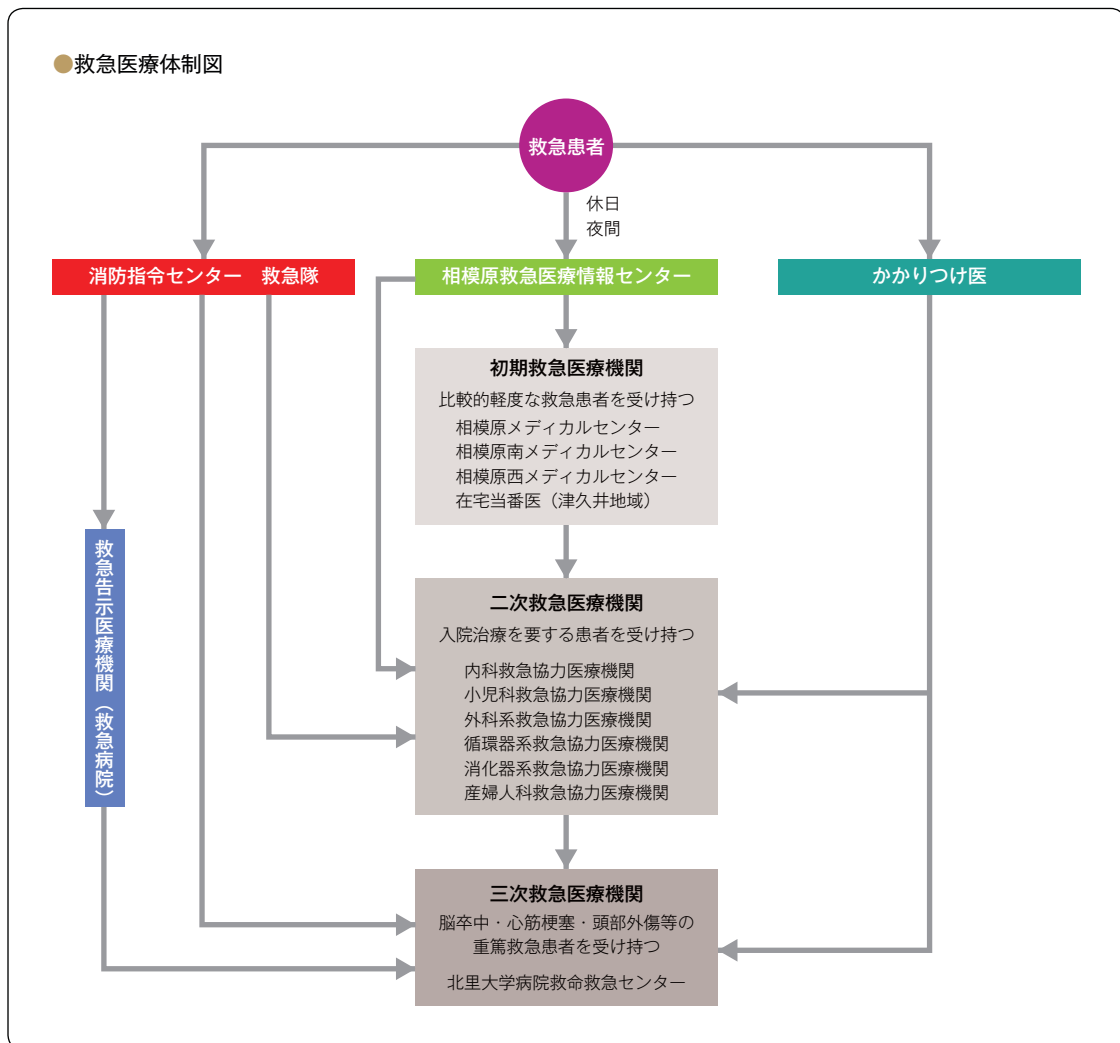
指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 17】 自分が健康であると感じている人の割合 ⇒自分が健康であると感じている市民の割合を見る指標		%	75.5	78.0	80.0
目標設定の 考え方	「国民生活基礎調査」（厚生労働省）の健康意識に関する結果を参考に、アンケート調査による「主観的健康感」が「健康である」「まあ健康である」を基準値の4人中3人から5人中4人とすることを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				
【指標 18】 日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合 ⇒個人として、日常的に健康を意識した取り組みを行っている市民がどれくらいいるかを見る指標		%	77.0	81.0	85.0
目標設定の 考え方	市「保健医療計画」策定時（平成12年度）と中間評価時（平成19年度）の「市民生活習慣実態調査」の伸び率を参考に、目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				



施策 11 医療体制の充実

課題と展望

高齢化の進展などにより、医療機関の受診者や救急患者の増加など、医療に対する需要が増大しています。こうしたなか、社会問題化している救急患者の受け入れ支障件数の増加などの課題が生じています。このため、医師会をはじめとする関係機関との連携を強化し、地域医療・救急医療体制の充実に努めるなど、市民が安心して医療を受けることができる体制づくりに取り組んでいく必要があります。



9 【初期救急医療機関】 急病患者のなかでも最も多い比較的軽症の患者に対応する医療機関。
 【二次救急医療機関】 初期救急医療機関からの転送患者や入院治療を必要とする急病患者を受け入れる医療機関。
 【三次救急医療機関】 初期、二次救急医療機関、救急告示医療機関や救急隊等との連携のもとに、脳卒中、心筋梗塞、頭部外傷等の重篤救急患者を受け入れる医療機関。

●市民が安心して医療を受けることができる。

取 り 組 み の 方 向

1 地域医療体制の充実

身近な地域で診療や健康相談などを受けることができるよう、かかりつけ医の普及・定着に向けた取り組みを推進します。

また、疾病の状況に応じて適切な医療が受けることができるよう、医療機関相互の連携を促進するとともに、在宅医療への支援の充実を図ります。

さらに、保健医療を支える人材確保に努めるとともに、市立診療所の円滑な運営に取り組みます。

2 救急医療体制の充実

初期救急医療機関から三次救急医療機関⁹までの役割分担による救急医療体制の充実を図るとともに、メディカルセンターの機能強化や救急患者の救命率の向上、救急業務の高度化に努めます。

また、大地震等の災害に備え、医薬品等の備蓄など、災害時医療体制の充実を図ります。

3 国民健康保険制度・高齢者の医療制度の充実

国民健康保険制度の普及啓発や、円滑な財政運営に努めるなど、制度の充実に向け、必要な取り組みを進めます。

また、高齢者の医療制度の充実に向けた取り組みを進めます。

主 な 事 業

■地域医療事業

■急病診療事業

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 19】安心して医療を受けることができると感じている市民の割合 ⇒市民が安心して医療を受けているかどうかを見る指標		%	40.6	44.7	48.8
目標設定の考え方	市民アンケート調査で「感じていない」と回答した人の3割が「感じている」へ移行することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				
【指標 20】収容依頼3回以内で受け入れられた救急搬送者の割合 ⇒救急患者の状態に応じて、適切に救急搬送されたかを見る指標		%	92.9 (平成20年)	94.0 (平成26年)	95.1 (平成31年)
目標設定の考え方	中間目標時に平成18年の数値まで回復を図ることとし、その後も同様に伸びることを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				



施策 12 保健衛生体制の充実

政策の基本方向5

健康に暮らせる社会をつくります

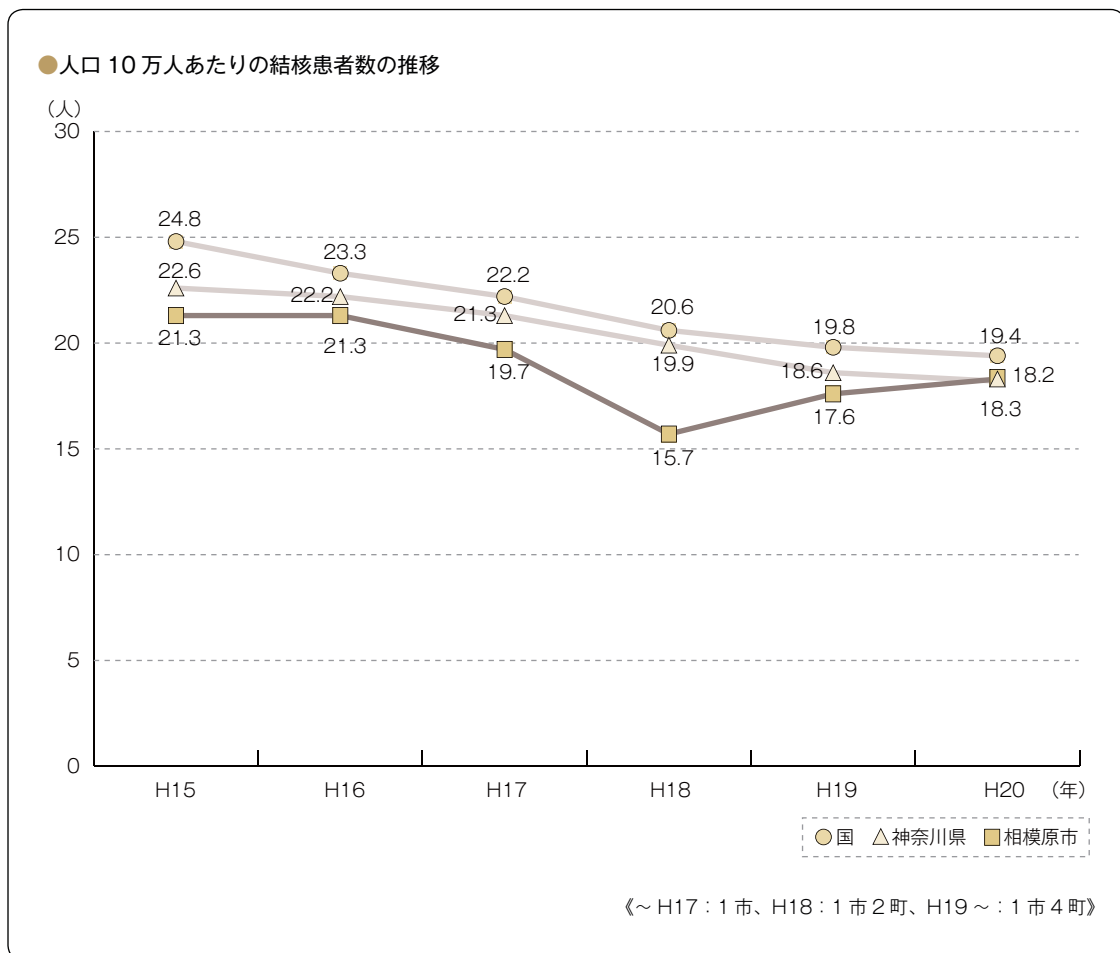
課題と展望

予期せぬ感染症の発生やまん延など、市民の生命や身体の安全をおびやかす事態となった場合に、市民の不安感が募らないよう、健康危機に対する対策が求められています。

このため、感染症の発生を未然に防止するための取り組みや、迅速な原因究明による被害拡大の防止のための取り組みなど、体制を整備・充実していく必要があります。

また、食品の安全性に対する市民の関心は高く、監視・指導を充実していく必要があります。

このほか、引き続き衛生的な生活環境の確保に努めるとともに、保健衛生体制の充実に向けての動物愛護業務の体制整備や、新たな火葬場のあり方を検討していく必要があります。



10 【生活害虫】

日常生活のなかで、不快感を与える虫や、刺したり皮膚炎などの害を与える虫、衣類を食害する虫のこと。

- 市民が感染症を発症せずに過ごしている。
- 市民が食品による健康被害を受けずに過ごしている。

取 り 組 み の 方 向

1 健康危機管理体制の充実

感染症のまん延防止対策を推進するとともに、予期せぬ健康危機に迅速に対応するため、検査機能の強化など、被害を最小限にとどめる体制づくりを進めます。

2 食品衛生対策の推進

食に対する不安の解消に向け、食の安全と安心を確保するため、監視指導の徹底や食品に関する衛生知識の普及啓発及び抜き取り検査などの充実を図ります。

3 生活衛生対策の推進

市域の拡大に伴う市民ニーズなどを踏まえ、火葬場の適切なあり方を検討します。

また、ペットの適正飼養に関する意識啓発など、動物愛護事業の様々な取り組みに向けて体制の構築を進めるとともに、衛生的な生活環境を確保するため、生活害虫¹⁰などの相談等に引き続き取り組みます。

主 な 事 業

- 予防接種事業
- 食の安全・安心確保対策事業
- 衛生検査体制の強化



食品検査の様子（食品中の残留農薬検査）

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 21】 結核患者数 ⇒主要な感染症である結核について、その発症数を見る指標		人	130 (平成 20 年)	106 (平成 26 年)	85 (平成 31 年)
目標設定の 考え方	「結核に関する特定感染症予防指針」（厚生労働省）で掲げる結核罹患率（人口 10 万人あたりの新規結核患者数）の目標値から、結核発症者を 6%程度減少することを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 22】 収去検査結果による基準値に対する違反率 ⇒食品の抜き取り検査をしたもののうち、違反していたものを見る指標		%	0.7	0.0	0.0
目標設定の 考え方	食品衛生法に規定する「食品、添加物等の規格基準」に不適な違反食品がないことを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				



施策 13 市民生活の安全・安心の確保

課題と展望

空き巣や窃盗などの犯罪が多発している状況のなかで、市民一人ひとりが自覚を持ち、地域での連帯意識の高揚を図りながら、関係機関・団体との密接な連携による防犯体制の充実など、地域の犯罪抑止力を高めることが求められています。

また、高齢者などの交通事故が増加傾向にあるなか、交通安全施設の整備充実に努めるとともに、地域が一丸となって交通安全意識の高揚を図るなど、交通事故防止に向けた取り組みを積極的に進める必要があります。

さらに、悪質巧妙な手口による消費者被害が増えるなか、消費者の自立支援と保護を一層進めていく必要があります。

加えて、米軍機による騒音被害や事故への不安など、米軍基地を起因とする問題の解消が強く求められています。



交通安全教室



自治会防犯パトロール



安全安心青パトカー

- 市内の犯罪が減少している。
- 市民の交通事故が減少している。
- 市民が消費者として自立している。

取 り 組 み の 方 向

1 防犯活動の推進

警察・関係団体・地域団体と連携を図り、犯罪に関する情報の共有や自主防犯組織によるパトロール活動・暴力追放運動の推進により、市民の防犯意識や暴力追放意識を高めます。

また、防犯灯の整備など、地域における防犯活動に対する支援を進めます。

2 交通安全対策の推進

子どもや高齢者などに対する交通安全教育などの啓発活動の充実を図るとともに、地域における交通安全活動団体への支援を進めるほか、ガードレールなど交通安全施設の充実を図ります。

3 消費者の保護と自立の支援

年々悪質巧妙化する消費者被害から消費者を救済するため、消費生活相談の充実を図るとともに、消費者教育の充実と最新の被害情報の提供を図り、市民の消費者としての自立支援と保護に向けた取り組みを進めます。

4 基地周辺対策の推進

米軍機の騒音など基地に起因する問題の解決に向けて、国及び米軍への要請に努めます。

主 な 事 業

- 交通安全施設の整備
- 交通安全教育推進事業
- 防犯灯の設置促進
- 地域防犯活動推進事業
- 消費者啓発事業

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 23】 市内で発生した犯罪認知件数（千人あたりの犯罪認知件数） ⇒市内で発生した犯罪件数から発生状況を見る指標		件	11,003 (15.6) (平成 20 年)	10,300 (14.3) (平成 26 年)	9,800 (13.5) (平成 31 年)
目標設定の 考え方	犯罪認知件数の毎年の減少率を約 1%と定め、目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 24】 市内で発生した交通事故件数（千人あたりの交通事故件数） ⇒市内で発生した交通事故件数から発生状況を見る指標		件	3,980 (5.6) (平成 20 年)	3,500 (4.9) (平成 26 年)	3,300 (4.5) (平成 31 年)
目標設定の 考え方	交通事故発生件数の毎年の減少率について中間目標までは 2%、それ以降を 1%と定め、目標値を設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 25】 消費者被害に遭わないように注意している市民の割合 ⇒消費者被害について、注意を払っている市民がどれくらいいるかを見る指標		%	59.9	63.5	66.0
目標設定の 考え方	消費者被害に遭わないよう具体的に対処する市民が毎年約 0.5 ポイント増加することを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				



施策 14 災害対策の推進

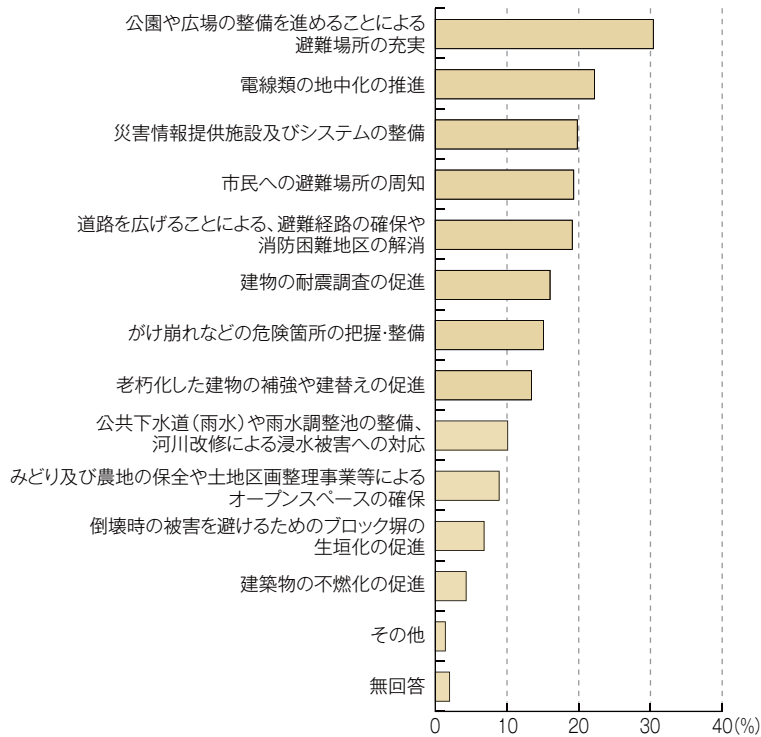
課題と展望

震災や水害など市民の日常生活に大きな影響を与える災害は、いつ発生するか予測することは難しく、日ごろから発生に備えた安全対策を講じておかなければなりません。

このため、建物の倒壊や火災による延焼被害などを最小限に抑えるための対策、大雨による浸水被害の軽減や解消などを進めるとともに、がけ崩れや孤立化の危険性のある地域の安全性を高めるなど、災害発生時に市民が安全に避難するための避難場所・避難路を確保する必要があります。

また、市民一人ひとりの防災意識を高めることや、地域の防災活動を支援することにより、市民と行政が一体となった地域防災対策の充実を図る必要があります。

● 災害時の安全性を高めるために重要なこと（2つ以内で選択）



【出典】新しい総合計画策定のための市民アンケート

11 【延焼遮断帯】

地域をある程度ブロックに区切って、そのなかでは延焼を許しても他のブロックには延焼を許さないように、ブロックの境界に設定される道路、河川、鉄道、耐火建築物等、延焼を遮断するものをいう。

- 災害に強い都市基盤ができている。
- 市民の災害に対する備えができている。

取 り 組 み の 方 向

1 災害に強い都市基盤の整備

旧耐震基準により建てられた住宅などの耐震化を促進するとともに、延焼しにくい市街地をつくるため、道路、公園などの整備にあわせ、周辺の緑化や建築物の不燃化を促進するなど、公共施設と建築物が一体となった延焼遮断帯¹¹の形成を図ります。

また、避難場所・避難路を確保するため、公園、広幅員道路などの整備や電線類の地中化を進めます。

さらに、土砂災害の防止のため、急傾斜地の崩壊対策に取り組むとともに、水害に強いまちづくりのため、河川改修や雨水管の整備及び雨水流出抑制の機能を高めるなど、浸水被害を解消する取り組みを進めます。

2 地域防災対策の充実

一人ひとりの防災意識の高揚を図るため、様々な手法を用いた啓発活動の充実に努めます。

また、自主防災組織の強化に向けた支援や災害時要援護者の把握、避難所での支援体制の充実に努めるとともに、被害想定に基づいた飲料水や非常用食料品等の備蓄を進めます。

主 な 事 業

- 防災対策普及啓発推進事業
- 地域防災力支援事業
- 公共下水道（雨水）の整備
- 河川改修事業



防災ガイドブック
(表紙・中身)

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 26】 避難路整備率 ⇒市民が安全に避難できる道路が整備されているかどうかを見る指標		%	78.0 (平成19年度)	81.4	83.8
目標設定の 考え方	幅員 15m 以上の都市計画道路について、平成 21 年度の都市計画道路整備予定量をもとに、目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 27】 浸水被害警戒対象地域の解消率 ⇒浸水被害警戒地域防ぎよ計画に基づき、浸水警戒対象地域の増減を見る指標		%	— (平成21年度)	47.6	95.2
目標設定の 考え方	市「雨水対策基本計画」に基づく整備予定量により、警戒が解消される地域の見込み数をもとに目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 28】 災害対策をしている市民の割合 ⇒災害に対する事前対策を行っている市民の割合		%	11.1	14.1	16.6
目標設定の 考え方	内閣府が実施する防災に関する世論調査の結果を参考に、最終目標に向けて約 5 ポイント増やすことを目標として設定しました。 [出典]「市民アンケート」				

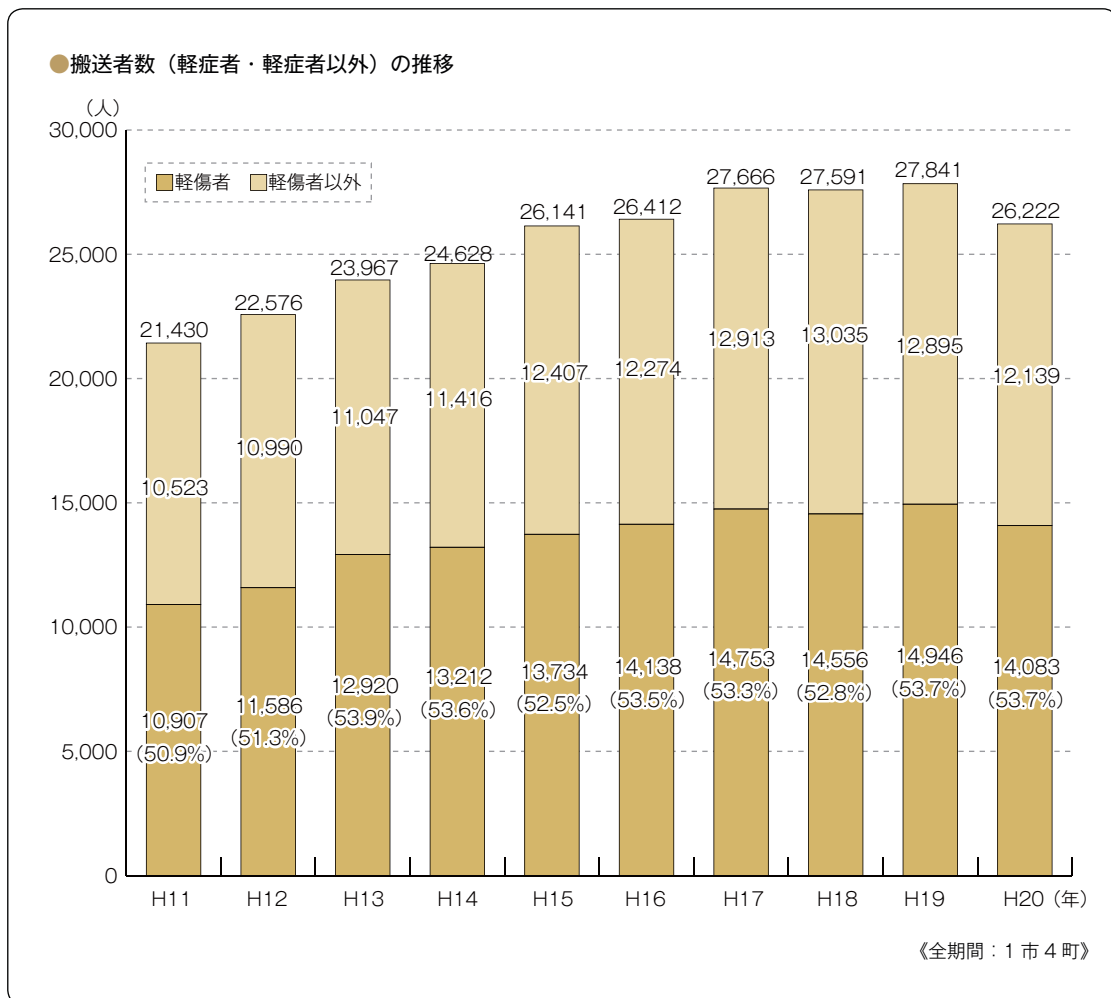


施策 15 消防力の強化

課題と展望

市民の生命・財産をおびやかす災害や事故は、時や場所を選ばず、様々な被害を及ぼす恐れがあり、地震や風水害の災害活動のほか、山岳救助、林野火災対応など、消防の役割はますます重要になってきています。また、救急要請についても、年々増加傾向にあり、迅速化・高度化が求められています。

このため、消防署所等の整備の推進、火災予防体制の充実や救急業務の高度化を図るなど、より効果的かつ効率的な消防・救急体制を構築することが必要です。



- 12 【高度救助体制】
高度な救助用資機材及び人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員で構成する「特別高度救助隊」の創設と併せ、地域の実情に合わせた特色のある救助体制。
- 13 【救急業務の高度化】
救急救命士の応急処置の実施範囲の拡大に伴い、高度な救急活動ができる救急救命士の養成や、医師による指示・助言・事後検証等、救急活動の質を保證する体制を構築すること。

- 火災の被害が減っている。
- 救急における救命率が上がっている。

取 り 組 み の 方 向

1 効果的な消防・救急体制の構築

地域の特性を考慮した消防署所や消防車両等の整備、消防団組織や施設の充実、火災予防の充実、消防情報管理システムの充実強化などを図るとともに、大規模災害等に対応するため、高度救助体制¹²を確立します。

また、救急業務の高度化¹³を図り、救急車の適正利用や応急手当の普及啓発を推進し、救命率の向上をめざします。

主 な 事 業

- 消防署所整備事業
- 消防団詰所・車庫整備事業
- 火災予防推進事業
- 救急業務の高度化推進事業



救助隊員による高度救助器具を使った人命検索訓練

成 果 指 標

指標と説明		単位	基準値 [平成20年度]	中間目標 [平成26年度]	最終目標 [平成31年度]
【指標 29】 延焼率 ⇒出火した建物から他の建物への延焼を防ぎ、火災被害の減少の割合を見る指標		%	11.8 (平成16～20年平均値)	10.7 (平成21～26年平均値)	9.7 (平成27～31年平均値)
目標設定の考え方	過去5年間（平成15年～平成19年）の平均延焼率が最も低い都道府県の数値を目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				
【指標 30】 救命率 ⇒心肺機能が停止した傷病者の生存率を見る指標		%	8.5 (平成17～20年平均値)	11.5 (平成21～26年平均値)	14.0 (平成27～31年平均値)
目標設定の考え方	約5ポイント増加することを目標として設定しました。 [出典]「市独自調査」				

みらいのさがみはら ～こんなまちになってほしい～



小・中学生作文・絵画コンクール 小学生 絵画の部 優秀賞 東林小学校3年(当時) 稲田達樹さん いなだたつき